Y＝マイナス六七三一八・六三九メートル）、七地点（X＝三七三七八・二一九メートル、Y＝マイナス六七三二九・七三四メートル）、八地点（X＝三七三七九・一六六メートル、Y＝マイナス六七三四○・三七一メートル）、九地点（X＝三七三七九・七九○メートル、Y＝マイナス六七三四五・一七二メートル）、一○地点（X＝三七三八○・六五七メートル、Y＝マイナス六七三五○・六七○メートル）、一一地点（X＝三七三八一・四八○メートル、Y＝マイナス六七三五五・二三六メートル）、六五地点（X＝三七三八二・○七八メートル、Y＝マイナス六七三五八・○四三メートル）、一二地点（X＝三七三八二・六八一メートル、Y＝マイナス六七三六○・八○六メートル）、一三地点（X＝三七三八三・八○六メートル、Y＝マイナス六七三六五・六三四メートル）、一四地点（X＝三七三八五・二二○メートル、Y＝マイナス六七三七○・八九四メートル）、一五地点（X＝三七三八六・○二四メートル、Y＝マイナス六七三七五・三四○メートル）、一六地点（X＝三七三八八・三四三メートル、Y＝マイナス六七三八一・○一五メートル）、一七地点（X＝三七三八九・九四二メートル、Y＝マイナス六七三八五・五八二メートル）、一八地点（X＝三七三九一・九五六メートル、Y＝マイナス六七三九○・七三八メートル）、一九地点（X＝三七三九三・八四七メートル、Y＝マイナス六七三九七・九八五メートル）、二○地点（X＝三七三九六・五五二メートル、Y＝マイナス六七四○○・二七三メートル）、二一地点（X＝三七四一四・三四○メートル、Y＝マイナス六七四三六・三四八メートル）、二二地点（X＝三七四一五・九六○メートル、Y＝マイナス六七四三五・五一二メートル）、二三地点（X＝三七四二九・六四九メートル、Y＝マイナス六七四六二・二四○メートル）、二四地点（X＝三七四二八・○一二メートル、Y＝マイナス六七四六三・○七三メートル）、二五地点（X＝三七四四三・八二三メートル、Y＝マイナス六七四九三・九七三メートル）、二六地点（X＝三七四四五・六一○メートル、Y＝マイナス六七四九七・九五八メートル）、二七地点（X＝三七四四七・○○八メートル、Y＝マイナス六七五○二・○七七メートル）、二八地点（X＝三七四四七・九二五メートル、Y＝マイナス六七五○六・一九六メートル）、二九地点（X＝三七四四九・四五六メートル、Y＝マイナス六七五一五・五三三メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び久米島町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一㈠　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字林の外八五の六一、八五の六八、八五の六九、八五の七三、八五の七八、八五の八一、八五の八三、仙北市西木町桧木内字相沢三一一、三一四、三一六、三一七の一、三六三、三八八

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は、択伐による。

字林の外八五の六八・八五の六九・八五の七三・八五の七八・八五の八一・八五の八三・字相沢三一一・三一四・三一七の一・三八八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　秋田県仙北郡美郷町千屋字善知鳥一八五の一

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐は、択伐による。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一㈠　保安林の所在場所　秋田県湯沢市院内銀山町字鉛沢三から五まで、五の一、字十分一一三、一一四、三五の二

㈡　指定の目的　水源の涵養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐に係る伐採種は、定めない。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町馬場目字水沢一八九

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は択伐による。

字水沢一八九（次の図に示す部分に限る。）

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　秋田県湯沢市寺沢字館堀林三の二、六、七

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐は、択伐による。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに湯沢市役所及び五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

一㈠　保安林の所在場所　秋田県北秋田市今泉字眞木屋二二の一、二二の三、二二の五、二二の七から二二の九まで、二三の一から二三の一六まで、二三、二五の二、三三の一、三三の三、三三の五、三三の六、三五、三六の一、三七、三八、四○の一から四○の三まで、四一から四四まで、四五の一から四五の四まで、四六、四七、四八の一、四八の二、四八の四から四八の六まで、四九、五○

㈡　指定の目的　水源の涵養